

報道機関各位

青森県交通・地域社会部地域交通・連携課長
(公 印 省 略)

「特定地域づくり事業協同組合」の認定証交付式を行います

令和2年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、このたび、県内二例目となる「特定地域づくり事業協同組合」の認定を行うこととなりました。

つきましては、下記のとおり認定証交付式を開催しますので、取材方よろしくお願ひします。

記

- 1 日 時 令和6年5月20日（月）10:00～10:10
- 2 場 所 青森県庁西棟8階889会議室
- 3 認定団体 協同組合マルチワーカージョブステーション鱒ヶ沢
- 4 内 容 ①認定証交付
②県交通・地域社会部長挨拶
③認定団体代表挨拶
④鱒ヶ沢町企画観光課長挨拶
⑤記念撮影

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課・ 担当者名	地域交通・連携課総務・地域活性化グループ 副参事 小玉 直史	
電話	代 表	(017)734-2111（内線2721）
番号	直 通	(017)734-9075
報 道 監	交通・地域社会部次長 奥田 昌範（内線2111）	

特定地域づくり事業協同組合の認定について

1 特定地域づくり事業協同組合制度について

- ・令和2年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、地方の農山漁村等における人口の更なる急減を抑制し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして創設された制度。
- ・県が認定する特定地域づくり事業協同組合が、過疎地域等において季節毎の労働力需要に応じて地域内の仕事を組み合わせ、複数の事業者マルチワーカーを派遣することにより、年間を通じた仕事を創出し、安定的な雇用環境を確保しようとするもの。
- ・特定地域づくり事業協同組合は、国の交付金と特別交付税を財源とした市町村補助を受けることで、事業者から徴収する利用料を抑えつつ、一定水準の給与をマルチワーカーに支払うことが可能となる。

〔市町村が行う特定地域づくり事業協同組合の運営費に対する支援に対して、1/2の国庫補助、1/4の特別交付税措置あり。補助に要する市町村の実質負担は1/8。〕

- ・今回認定する「協同組合マルチワーカージョブステーション鱒ヶ沢」は、本県における認定第2号（※第1号は令和3年5月認定の人材サポートなんぶ協同組合）
- ・全国では98組合が認定されている。（R6.4.1時点）

2 協同組合マルチワーカージョブステーション鱒ヶ沢について

- (1) 設立時期 令和6年4月8日に鱒ヶ沢町で事業協同組合を設立
- (2) 代表理事 木村 才樹 氏 ((有)白神バイオエネルギー取締役)
- (3) 組合員 (有)白神バイオエネルギー、(有)風丸農場、(株)SATO FARM、(有)白神山美水館、(株)杉澤興業、(株)パル、鱒ヶ沢町観光協会、鱒ヶ沢町社会福祉協議会
- (4) 採用予定人数 3名程度

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R6 予算額：5.6 億円

※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

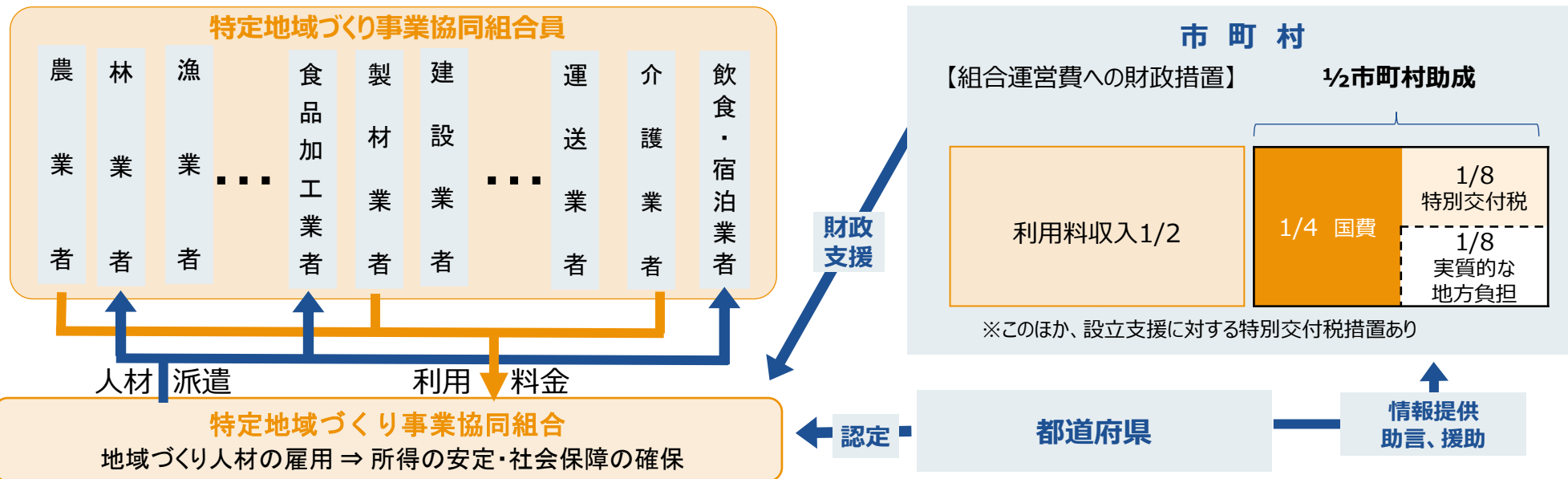
⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保



特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 98組合 (36道府県101市町村)

※R6.4.1現在
(交付決定ベース)

